

○財務省告示第百七十六号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年四月二十一日に買入消却した國債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣 与謝野馨

(別表)

										動券利 ・へ付 物國 年価庫 )連債	稱國 債 の 名
		第十回			第八回			第七回	第五回	第二回	記 号
二十五億円	百九十九億円	二十五億円	十億円	八億円	三十億円	五億円	八十億円	三億円	五十億円	四十一億円	總額 額面金額の
八十八円十錢	八十八円	八十七円九十九錢	八十七円八十八錢	八十七円七十八錢	八十七円六十七錢	八十七円四十錢	八十七円三十六錢	八十七円三十五錢	八十八円四十五錢	九十三円四十 一錢	たり額 面の買入 金額百 円當 格

合 計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	第 十 五 回	第 十 四 回	〃	第 十 三 回	〃	第 十 二 回	〃	第 十 一 回	
円一千五百五億円	四十億円	十九億円	十億円	百五十億円	百五十億円	二十億円	二十億円	七十五億円	七十五億円
	八十八円五十一錢	八十八円四十錢	八十六円九十八錢	八十七円九十八錢	八十七円九十三錢	八十七円八錢	八十七円三錢	八十七円七十五錢	八十七円七十錢